

平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:農畜産業振興機構)

該当ありません

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成21年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成21年度)を記載すること。

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:農畜産業振興機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
畜産業振興事業に係る補助業務委託	理事 臼杵徳一	平成20年10月1日	47都道府県知事	契約事務細則第28条第1項第1号 「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」	-	92,513,900	-	-	畜産業振興事業は、都道府県自らが行う畜産に関する施策と一体的に行うことにより、その適正かつ効率的、効果的な執行を期すことが可能である。また、補助金交付団体に対する助言、指導及び連絡調整等に係る委託先は、これらの団体に対する指導・監督権限を有する公的機関である都道府県しかないため。	19	
肉用子牛生産者補給金等交付業務等事務委託	理事 太田裕造	平成20年10月3日	47都道府県知事	契約事務細則第28条第1項第1号 「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」	-	65,393,000	-	-	肉用子牛補給金等事業は、都道府県自らが行う畜産に関する施策と一体的に行うことにより、その適正かつ効率的、効果的な執行を期すことが可能である。また、補助金交付団体に対する助言、指導及び連絡調整等に係る委託先は、これらの団体に対する指導・監督権限を有する公的機関である都道府県しかないため。	19	
学校給食用牛乳供給事業にかかる補助業務委託	理事 太田裕造	平成20年10月3日	47都道府県知事	契約事務細則第28条第1項第1号 「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」	-	28,542,600	-	-	学校給食用牛乳供給事業は、都道府県自らが行う畜産に関する施策と一体的に行うことにより、その適正かつ効率的、効果的な執行を期すことが可能である。また、補助金交付団体に対する助言、指導及び連絡調整等に係る委託先は、これらの団体に対する指導・監督権限を有する公的機関である都道府県しかないため。	19	
職員宿舍賃貸借契約(那覇)	那覇事務所長	平成20年10月6日	個人	契約事務細則第28条第1項第1号 「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」	-	840,000	-	-	前年度と同建物の契約。転居に伴う入居者負担が掛かること、また、新たな経費が必要となりコスト的に有利でないため。	5	
牛個体識別情報提供推進委託	理事 太田裕造	平成21年3月31日	独立行政法人家畜改良センター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1	契約事務細則第28条第1項第1号 「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」	17,008,000	17,007,415	100.0%	-	肉用子牛生産者補給金制度の個体登録に必要な個体情報を把握・照会する本事業において、独立行政法人家畜改良センターは、牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別設置法第20条に基づき農林水産大臣から牛の個体識別情報の管理・公表等の事務を委任されている唯一の機関であり、他機関から同様の情報を得ることができないため。	12	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」